

○古賀市介護保険条例

平成12年3月31日
条例第7号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 介護認定審査会（第8条・第9条）
- 第3章 介護保険運営協議会（第10条—第14条）
- 第4章 要介護認定等の情報の開示及び広報活動（第15条・第16条）
- 第5章 保険料（第17条—第27条）
- 第6章 罰則（第28条—第32条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定めがあるもののほか、市の介護保険に関する基本方針及びその実施に関する基本的事項を定めることにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、前条の目的を実現するため、介護保険に関する事業計画を総合的に策定し、介護サービスに関する事業を行う者（以下「事業者」という。）、関係機関及び公共的団体との連携により、介護保険事業の円滑な実施に努めなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業を行うに当たっては、市の実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 介護サービスを利用する者（以下「利用者」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの方法、対処その他介護に関する内容について十分な説明をした上で、明確な同意を得ること。
- （2） 介護サービスの提供に当たっては、利用者、家族その他関係者のプライバシーに配慮するとともに、業務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- （3） 介護サービスの提供に際して生じた事故及び利用者、家族その他関係者からの苦情に対しては、これを誠実に処理すること。
- （4） 事業者は、市内において介護サービスを提供する場合は、あらかじめ、法又は介護保険法施行法（平成9年法律第124号）に定めるところにより、指定された事業者としての当該指定に関する書類を市に提出すること。

（介護サービスの質の確保）

第4条 市は、利用者への介護サービスの向上のため、次の各号に掲げる事項を内容とする支援を行うものとする。

- （1） 事業者の情報提供に関すること。
- （2） 利用者事業者との介護サービスに係る標準的な契約約款の情報提供に関すること。

（利用者の権利擁護）

第5条 市は、自己決定能力の低下した利用者が介護サービスを適切に利用できるよう、介護サービスの利用についての相談及び助言を行うとともに、利用者の権利擁護に関する制度の適正な運用に努めるものとする。

(苦情対応)

第6条 市は、市が行う要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）処分についての不服又は介護サービス提供に係る苦情への対応に当たり、法第184条に規定する介護保険審査会又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第83条に規定する国民健康保険団体連合会との緊密な連携を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(地域との連携)

第7条 市は、利用者の日常生活に必要な介護サービスを的確に提供するため、地域における公共的団体、保健福祉関係団体その他関係団体との連携を図るものとする。

第2章 介護認定審査会

(委員の定数)

第8条 法第14条の規定により市に設置する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、24人以内とする。

(規則への委任)

第9条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 介護保険運営協議会

(設置)

第10条 介護保険及び高齢者の保健福祉に関する施策の円滑かつ適正な実施、地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）の適切、公正かつ中立な運営及び地域密着型サービスの適正な運営を図るため、介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。
(全改（平21条例第7号）)

(所掌事務)

第11条 協議会は、市長の諮問に応じて次の事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険の実施に関する事項
- (2) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項

2 協議会は、市長の求めに応じて次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 包括センターの設置及び運営に関する事項
- (2) 地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービスに関する事項

(改正（平21条例第7号）)

(意見の具申)

第12条 協議会は、前条第1項の規定により審議した結果必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(改正（平21条例第7号）)

(組織)

第13条 協議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 被保険者 4人
- (2) 介護サービスに関する事業に従事する者 2人
- (3) 介護に関し学識又は経験を有する者 4人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 市長は、第2項第1号の委員を委嘱するに当たっては、被保険者の意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任されるように努めなければならない。

(規則への委任)

第14条 前3条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。